

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

梶山 弘志 様

国の施策等に関する 提案・要望書

（平成30年8月）

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	稲	田	寿	久
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	渡	辺	穰	爾
鳥	取	県	町	村	森	安		保
鳥	取	県	町	村	川	上		守

「地方創生」の基盤となる地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

【地方分権改革の推進】

- 国と地方の役割分担を見直し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ねること。また、基本的な役割分担を踏まえた上で、地方版ハローワークなどのように、国と地方などの柔軟な連携を通じて、地域の実情に応じた施策の展開を実現すること。
- 国と地方の税財源の配分を役割分担に見合うように見直し、地方税源の充実と、税源の遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。併せて、地方交付税の財源調整機能・財源保障機能を強化するなどにより税財源の偏在解消を実現すること。
- 国と地方の協議の場に分科会を設置するなど、国と地方が協力して政策課題に対応し、政策の企画・立案段階から地方の意見を反映する実効性のある仕組みとすること。
- 地方の実情に応じた事業の実施の妨げとなる「従うべき基準」の廃止を含めた見直しを行うこと。また、新たな「義務付け・枠付け」の設定は原則行わないこと。

【提案募集方式】

- 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲等を行うことを前提として、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任をしっかりと果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- 提案の対象外とされている国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案であっても、一律に対象外と整理するのではなく、提案の内容を踏まえて柔軟に対応すること。

【地方分権一括法】

- これまでの地方分権改革による事務・権限の移譲が円滑に行われるよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。

【現状・課題】

- ・人口減少や少子高齢化など地方公共団体の現状を踏まえ、国と地方、また都道府県と市町村の基本的な役割分担を前提としつつも、国、都道府県、市町村という従前の三層性の枠に過度にとらわれ過ぎることなく、リソースの最大活用の観点から行政の連携を柔軟に考えていく必要がある。
- ・地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲は行われていないことから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保が必要である。
- ・地方分権改革推進委員会は、第2次勧告及び第3次勧告で義務付け・枠付けの見直しを勧告したが、

未だに、児童養護施設の資格要件など地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多用されている。「従うべき基準」により、全国一律の規制を行うのではなく、地域の実情に応じた基準を設けることができるよう、地方公共団体に委ねるべきである。

- ・地方分権改革の手法として一定の役割を果たしている「提案募集方式」は5年目を迎えた。提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の立証責任や制度改正の効果を地方のみに課すのではなく、国においても、地方に委ねることによる立証責任・説明責任を果たすこと。また、地方分権改革の更なる推進のため、「提案募集方式」の制度の見直しが必要である。

【「従うべき基準」に係る提案】

1 児童養護施設の保育士配置基準の緩和（鳥取県 平成30年提案）

（概要）児童養護施設に配置する職員のうち、児童指導員及び保育士のほか、定数に幼稚園教諭を含めることを可能とする。

2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化

（地方三団体 平成29年提案）

（概要）放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。

⇒平成29年提案募集において提案された「放課後児童クラブに係る『従うべき基準』等の見直し」（全国知事会、全国市長会、全国町村会提案）については、対応方針（閣議決定）を受け、内閣府「地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会」において議論されている。

＜対応方針（閣議決定）＞

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【提案の対象外と整理された事例】

1 林業の技能実習2号認定に係る全国的な業界会内の合意形成要件の緩和

（愛媛県、広島県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県 平成30年提案）

（概要）技能実習法第2条第1項に規定する技能実習の移行対象職種・作業へ林業を追加するに当たり、追加手続きにおける業界内の合意形成要件を緩和し、都道府県単位で業界内の合意形成が整った地域から「手挙げ方式」で行えるようにすること。

〔対象外の理由〕

「国が直接執行する事業の運用改善」に該当し、地方に対する規制緩和に当たらない。

2 地域の実情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築

（全国知事会、全国市長会、全国町村会 平成30年提案）

（概要）自治体がコミュニティバスを運行委託する場合、乗客から料金を徴収しない路線においては一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）とみなされるため、委託料金の算定に当たっては一般貸切旅客自動車運送に係る運賃が適用され、平成26年の貸切バス運賃改定の影響もあり、乗合バスに比べて大幅に高い運賃に基づくこととされている。そのため、乗客から料金を徴収しないコミュニティバスについて、実態に即して、一般乗合旅客運送事業として許可すること。

〔対象外の理由〕

地方に対する規制緩和に当たらない。(内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインでの対応。)

3 地方創生応援税制適用に係る要件の緩和（奈良県 平成 30 年提案）

(概要) 内閣総理大臣から認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に法人が寄附を行った場合に適用される地方創生応援税制の適用要件について、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」以外の事業にも拡充することを求めるもの。

〔対象外の理由〕

「税制改正」に該当する。

地方創生の着実な推進について

《提案・要望の内容》

- 地方から東京圏への人口流出に歯止めがかかっておらず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた基本目標の達成に向けて、政府として自ら大胆に取り組むこと。
- 政府関係機関・企業・大学の地方分散を進めるなど、地方の人口流出に抜本的な対策を講じること。特に政府関係機関については、第2弾の移転検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として大胆かつ継続的に進めること。
- 地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくために、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、十分な一般財源総額を確保すること。
- 地方創生推進交付金について、十分な規模を確保して継続するとともに、国と地方の協議の場を活用するなど地方の意見を踏まえた大胆な制度改革を行うこと。

【地方創生推進交付金に関する提案事項】

1 国の審査や使途の制約等の廃止を

- ・政策間連携など申請要件において高いハードルが課されていることに加え、交付決定前の事業着手ができないことなど、使いがたい制度となっている。
 - ・移住者支援等の個人給付が対象外とされているほか、ハード整備事業の割合などの制約がある。
- ⇒ 各地域の実情に応じた課題の解決に向けて、自主性・主体性を活かした取組が行えるよう、大胆な制約の排除が必要。

2 次年度以降の国予算枠の担保とともに、交付率の引き上げを

- ・後年度の交付について担保がなく、継続した事業実施の見通しが立たないことに加え、1/2の地方負担が交付税で措置されることとなっていることから、財政力が弱い団体は大胆な取組を躊躇せざるを得ない。
- ⇒ 事業を継続的、安定的、より効果的に実施していくためにも、後年度の交付について担保するとともに、財政力に応じた交付率の引き上げ等が必要。

【参考】交付金制度に係る県内市町村からの意見

- ・先駆性や広域連携等が要件となっており、関係機関との調整など、短期間に多くの労力と時間を要するため、更なる手続きの簡素化をしていただきたい。
- ・事業にかかる自治体職員の旅費を交付対象とするとともに、ハード整備事業について、更なる要件の緩和をいただきたい。
- ・短期間で推進交付金の実施計画書と地域再生計画の作成が必要であり、事務負担が大きい。事業実施計画書等の様式の簡素化を図っていただきたい。
- ・国が採択の可否を判断することなく、地域の実情を踏まえた取組を展開できるようにしていただきたい。
- ・事業を継続的、安定的、より効果的に実施していくためにも、1/2の地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付していただきたい。